

事務連絡  
令和5年3月29日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その39）

標記については、令和4年10月28日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、北海道において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品については、輸出検疫証明書の交付を停止する旨、農林水産省より連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、別紙1のと通りの対応をお願いします。

なお、衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が別紙のとおり生産又は処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が発行されませんので、関係者へ周知をお願いします。

1 国別の対応

(1) 香港、シンガポール、ベトナム及びマカオ

2に掲げる高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）発生都道府県で生産又は処理されたものについては、衛生証明書の発行を停止すること。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIE の加熱基準に基づいた十分な加熱処理が行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書が交付されるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。

(2) 台湾

令和5年12月31日までに日本を出発するものについて、以下の貨物コードに該当する製品に対し衛生証明書を発行して差し支えない。

なお、殻付き卵の輸出にあたって、別紙2の要件が適用される。その要件への適合確認については、輸出検疫証明書交付の際に動物検疫所が行うこととしていることから、衛生証明書を発行する都道府県等衛生主管部（局）においては、衛生証明書の発行を希望する事業者に対し、当該要件の周知徹底を図ること。

貨物コード	製品名
0407.21.00.00-4	生鮮殻付き鶏卵

(3) EU等

全国において衛生証明書の発行を停止すること。

2 HPAI 発生都道府県

次に掲げる都道府県を HPAI 発生都道府県とする。なお、輸出先国及び発行可能期間の記載がある都道府県については、記載された期間に生産及び処理されたものに限り衛生証明書を発行して差し支えない。

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
<u>北海道</u>	

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
青森県	
宮城県	香港向け：令和5年3月10日以降 ベトナム向け：令和5年3月10日以降 マカオ向け：令和5年3月10日以降 シンガポール向け：令和5年3月20日以降
岩手県	
山形県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降 マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降
福島県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降 マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降
茨城県	
群馬県	香港向け：令和5年3月10日以降 ベトナム向け：令和5年3月10日以降 マカオ向け：令和5年3月10日以降 シンガポール向け：令和5年3月20日以降
埼玉県	香港向け：令和5年3月10日以降 ベトナム向け：令和5年3月10日以降 マカオ向け：令和5年3月10日以降 シンガポール向け：令和5年3月20日以降
千葉県	
新潟県	
愛知県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
	マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降
滋賀県	香港向け：令和5年3月10日以降 ベトナム向け：令和5年3月10日以降 マカオ向け：令和5年3月10日以降 シンガポール向け：令和5年3月20日以降
兵庫県	シンガポール向け：令和4年12月28日以降 香港向け：令和5年1月4日以降 ベトナム向け：令和5年1月4日以降 マカオ向け：令和5年1月4日以降
和歌山県	シンガポール向け：令和5年1月20日以降 ベトナム向け：令和5年1月20日以降 マカオ向け：令和5年1月20日以降 香港向け：令和5年1月26日以降
鳥取県	シンガポール向け：令和5年1月20日以降 ベトナム向け：令和5年1月20日以降 マカオ向け：令和5年1月20日以降 香港向け：令和5年1月26日以降
岡山県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降 マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降
広島県	
香川県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降 マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降
福岡県	
佐賀県	シンガポール向け：令和5年1月20日以降 ベトナム向け：令和5年1月20日以降 マカオ向け：令和5年1月20日以降 香港向け：令和5年1月26日以降

都道府県名	輸出先国及び発行可能期間
長崎県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降 マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降
大分県	香港向け：令和5年2月23日以降 ベトナム向け：令和5年2月23日以降 マカオ向け：令和5年2月23日以降 シンガポール向け：令和5年3月7日以降
宮崎県	香港向け：令和5年2月17日以降 ベトナム向け：令和5年2月17日以降 マカオ向け：令和5年2月17日以降 シンガポール向け：令和5年2月20日以降
鹿児島県	香港向け：令和5年3月10日以降 ベトナム向け：令和5年3月10日以降 マカオ向け：令和5年3月10日以降 シンガポール向け：令和5年3月20日以降
沖縄県	シンガポール向け：令和5年2月2日以降 ベトナム向け：令和5年2月2日以降 マカオ向け：令和5年2月2日以降 香港向け：令和5年2月3日以降

(別紙2)

台湾向け殻付き卵の輸出に係る要件等（令和5年3月28日から適用）

- 輸出検疫証明書の発行は、輸出年月日（出航日）から過去28日間以内にHPAI、H5又はH7亜型LPAI又はNDが発生していない農場由来の殻付き卵及び卵製品で、令和5年12月31日までに日本を出発するものに対して行う。

なお、輸出可能な製品は以下の貨物コードに該当するものに限られる。

貨物コード	製品名
0407.21.00.00-4	生鮮殻付き鶏卵

出典：<https://www.baphiq.gov.tw/ws.php?id=22413>

- 輸出検疫証明書発行に関して疑義がある場合、輸出する港または空港を管轄する動物検疫所へ問い合わせていただきたい。

（所在地一覧） <https://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>